東海財務局 名古屋税関 名古屋国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東海財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tokai/）において公表
近畿財務局 大阪税関 神戸税関 大阪国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	近畿財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kinki/）において公表
中国財務局 広島国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	中国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/chugoku/）において公表
四国財務局 高松国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	四国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/shikoku/）において公表
九州財務局 熊本国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	九州財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/）において公表
福岡財務支局 門司税関 長崎税関 福岡国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡財務支局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/）において公表
沖縄地区税関 沖縄国税事務所	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄地区税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/okinawa/）において公表

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第二項及び第三項の規定により公表されている事項の公表の方法については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国税庁告示第二十六号

消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が指定する自動販売機を定める件（令和四年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月三十日

国税庁長官　青木　孝徳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				
消費税法施行令第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき、国税庁長官が指定する自動販売機を次のように定める。				
名称	型式	指定番号	販売元	販売元の所在地
消費税免税自動販売機	ＷＭＺ－ＴＦ０１	二〇二二一〇〇一	ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社	東京都台東区三筋一丁目十七番地十二号長沼ビル２０１
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
消費税免税ロッカー	ＦＱＭ０２－ＴＤＦ	二〇二四一〇〇一	日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号
免税ＤＸ自動販売機	ＧＶ－００１－Ｄ　Ｆ	二〇二四一〇〇二	株式会社ＰＲＥＮＯ	東京都渋谷区神宮前三丁目三十七番一号ザ・神宮前レジデンス７１８号室

改正前				
消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき、国税庁長官が指定する自動販売機を次のように定める。				
名称	型式	指定番号	販売元	販売元の所在地
消費税免税自動販売機	ＷＭＺ－ＴＦ０１	二〇二二一〇〇一	ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社	東京都台東区三筋一丁目十七番地十二号長沼ビル２０１
スマートマート	Ｆ０３Ａ－ＴＦ	二〇二三一〇〇一	株式会社ブイシンク	東京都千代田区麹町六丁目六番二号Ｗｅ Ｗｏｒｋ麹町
消費税免税ロッカー	ＦＱＭ０２－ＴＤＦ	二〇二四一〇〇一	日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号
免税ＤＸ自動販売機	ＧＶ－００１－Ｄ　Ｆ	二〇二四一〇〇二	株式会社ＰＲＥＮＯ	東京都渋谷区神宮前三丁目三十七番一号ザ・神宮前レジデンス７１８号室